

理 由 書

1 都市計画駐車場の概要

本市の都市計画駐車場は、高度経済成長期の急速な都市化とモータリゼーションの進展に伴う自動車交通の増大と路上駐車車両による交通渋滞など、都市環境の悪化の解消を目的に、都市計画の決定・変更を行ってきた。

第 1 号岐阜金公園地下駐車場（以下、金公園地下駐車場という。）は、かつては業務や買物などによる自動車の駐停車が甚だしかった中心部の柳ヶ瀬エリアに位置し、昭和 43 年に都市計画決定され、昭和 44 年に供用を開始した。その後、昭和 57 年、昭和 61 年に都市計画変更し、現在は計画面積約 9,300 m²のうち約 1,800 m²、73 台分が未整備となっている。

第 2 号岐阜金町地下駐車場（以下、金町地下駐車場という。）は、昭和 61 年に都市計画決定され、金公園地下駐車場と接続する形状で金華橋通りの地下に計画されており、全区域 385 台分が未整備である。

2 上位計画等の位置づけ

上位計画である岐阜都市計画区域マスタープランでは、中心市街地における駐車場配置・需給調査の結果等をもとに、今後の駐車需要を見極めながら、駐車場の配置の見直しを行うとしており、岐阜市都市計画マスタープランでは、現状及び将来の駐車需要などを踏まえ、都市づくりと連携した計画的な駐車場対策の推進に努めることとしている。

こうした中、現在の中心市街地では、駐車需要に応じた駐車場の供給量が充足するなど、駐車場を取り巻く環境の変化や将来の見通しを勘案して、中心市街地における駐車場の課題に対応した駐車場施策を推進するため、上記計画に基づき、令和 5 年 3 月に「岐阜市駐車場整備計画（以下、整備計画という。）」を改定し、駐車場整備地区の都市計画変更を行った。この整備計画は、「量」の適正化及び「質」の向上を基本方針としており、都市計画駐車場については、社会情勢の変化や駐車需要の動向、まちづくりのあり方など、様々な観点で見直しを検討するとしている。

3 都市計画変更の必要性

これまでの駐車場施策は、道路交通の円滑化や違法駐車の防止など、良好な交通環境を創出するために、量的な整備を推進してきた。そうした中、現在、人口減少や少子高齢化の進展に伴う自動車交通量の減少や中心市街地の大型店舗の撤退などに伴い、駐車需要が減少する一方で、低未利用地を利用したコインパーキングなどの時間貸駐車場が増加し、平成 30 年の現況調査では、需給率約 69%と十分確保されている。また、第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査を活用した推計の結果、令和 17 年における駐車場の需給率は約 65%、約 12,000 台の余裕が見込まれており、現在の駐車場整備地区においても都市計画駐車場の未整備分 458 台は充足すると予測される。

このように、将来にわたり駐車場が十分確保される見通しが立っていることから、長期未着手となっている金町地下駐車場を廃止し、金公園地下駐車場は現在の供用区域に変更する都市計画駐車場の変更を行うものである。